

# 津島市営墓地使用申請案内

## 1 墓地所在地

元寺霊苑（元寺町2丁目外）

## 2 申請資格

- (1) 市に1年以上居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている世帯主の方
- (2) 現在、市営墓地内で墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 次のいずれかの要件を満たす方
  - ア 焼骨があり、お墓のない方
  - イ 市外にあるお墓から、市営墓地へ改葬される方
  - ウ 分骨した遺骨があり、市営墓地へ埋蔵される方
- (4) 墓地使用許可を受けた日から5年以内に何らかの設備を設置できる方
- (5) 市が指定する納入期日までに永代使用料を一括で納められる方

## 3 申請について

- (1) 「墓地使用許可申請書」に必要事項を記入いただき、申請者の世帯全員の住民票（続柄あり）、申請者の戸籍謄本（埋蔵予定者との関係がわかるもの）、お墓がない方については埋火葬許可証、改葬される方については埋蔵（収蔵）証明書、分骨される方については分骨証明書を持参のうえ、生活環境課窓口にて申請してください。
- (2) いずれか1区画の申請になります。
- (3) 他人の名義を利用した申請は無効となります。
- (4) 先着順のため、実際に申請をされる際に、使用済になっている場合があります。

## 4 その他の注意事項

- (1) 申請時に永代使用料の納付は、必要ありません。書類手続きが完了してから生活環境課より納付書を発送します。
- (2) **納付された永代使用料は、原則としてお返しいたしません。**
- (3) 墓地の使用権は、永代使用料が納付されてから発生します。  
なお、納入期限内に永代使用料を納入されない場合は、無効となります。
- (4) 墓地の利用者が住所不明で10年を経過し、かつ、継承すべき者がいないときは、墓地の使用権が消滅します。
- (5) 墓地は、祭祀を主宰すべき者が使用権を継承することによって永代使用していただけますが、市外の方が継承する場合や利用者が市外へ転出した場合は、津島市内に在住する方を代理人とする墓地代理人選定届の提出が必要です。
- (6) 申請の際は、「津島市墓地使用条例（抜粋）」及び「注意事項」をよくお読みください。

## 5 募集区画

### (1) 号地及び面積

1.	10号地	56番	1.84m <sup>2</sup>
2.	10号地	130番	1.84m <sup>2</sup>
3.	10号地	162番	1.84m <sup>2</sup>
4.	10号地	211番	1.84m <sup>2</sup>
5.	10号地	215番	1.84m <sup>2</sup>
6.	10号地	278番	1.84m <sup>2</sup>
7.	11号地	37番	1.84m <sup>2</sup>
8.	11号地	52番	1.84m <sup>2</sup>
9.	11号地	90番	1.84m <sup>2</sup>
10.	11号地	193番	1.84m <sup>2</sup>
11.	11号地	285番	1.84m <sup>2</sup>
12.	11号地	328番	1.84m <sup>2</sup>
13.	11号地	368番	1.84m <sup>2</sup>
14.	12号地	92番	1.84m <sup>2</sup>
15.	13号地	18番	1.84m <sup>2</sup>
16.	13号地	33番	1.84m <sup>2</sup>
17.	13号地	36番	1.84m <sup>2</sup>
18.	13号地	120番	1.84m <sup>2</sup>
19.	15号地	は30番	1.84m <sup>2</sup>
20.	15号地	へ5番	1.84m <sup>2</sup>
21.	15号地	へ20番	1.84m <sup>2</sup>
22.	15号地	り1番	1.84m <sup>2</sup>
23.	15号地	わ7番	1.84m <sup>2</sup>
24.	15号地	た22番	1.84m <sup>2</sup>
25.	15号地	な11番	1.84m <sup>2</sup>
26.	15号地	の8番	1.84m <sup>2</sup>
27.	15号地	の10番	1.84m <sup>2</sup>
28.	17号地	ほ15番	1.84m <sup>2</sup>
29.	17号地	ほ28番	1.84m <sup>2</sup>
30.	8号地(一)	3番	3.3m <sup>2</sup>

### (2) 永代使用料

1区画(1.84m <sup>2</sup> )	345,000円
1区画(3.3m <sup>2</sup> )	619,000円

## 6 申し込み先及び問い合わせ先

津島市役所 2階 市民生活部 生活環境課 TEL 55-9368